

総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会
《淀川区》

■日 時：平成29年1月20日（金） 18：30～20：32

■場 所：淀川区民センター

（司会）

定刻になりましたので、ただいまから総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

吉村大阪市長です。

榑淀川区長です。

なお、当初出席を予定されていた松井大阪府知事につきましては、急遽別用務につきご欠席となりました。

続きまして、事務局をご紹介します。

手向副首都推進局長です。

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の水守です。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局住民対話担当課長の水野と申します。よろしくお願いいたします。

後ほど吉村市長よりご挨拶と説明がございますが、まずは開催に当たりまして副首都推進局長の手向より本説明会の開催趣旨を申し上げます。

（手向副首都推進局長）

副首都推進局長の手向です。きょうはよろしくお願いいたします。

きょうは夜からの開催ということで、皆様お忙しい中、総合区・特別区に関する意見募集・説明会のほうにお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

後ほど吉村市長からこの会を開催するに至りました背景です、あるいは今の大阪の改革の必要性といったことについてスライドを用いた説明がございます。私から簡単に開催趣旨だけ冒頭に説明させていただきたいと思えます。

今、大阪府と大阪市では、副首都大阪というものをつくっていかうということで検討を進めております。その際、どういう行政機構の形がふさわしいか、市民の皆様にとってよいのか、大阪の発展にとってよいのかということ、大阪府と大阪市が一緒になって検討するために、昨年4月に副首都推進局という共同の組織が立ち上がっております。そこでこの大都市制度についても検討しているところでございます。この検討をより深めてまいりますために、住民の皆様から直接意見のほうをお伺いして、総合区、特別区、それぞれの制度づくりに反映したいと考えてこの会を開催してるところでございます。

きょうの開催につきましては、これは大阪市が行政として開催してるものでございまして、きょうの段階で総合区、特別区、どちらの制度がよいのかといったことであるとか、どちらかを選んでくださいといったことを説明する場ではございません。また、行政が説明するという会の趣旨、目的に照らしまして、きょうの事項と関係のない後ほどの意見交

換の場でのご意見、ご質問でありますとか政治的な発言といったことはふさわしくございませんので、この場ではご遠慮いただければというふうに思っております。

説明のほうは行政用語もあってなかなか難しいところはございますが、できるだけわかりやすく説明に努めてまいりますので、どうぞきょうはよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、榊淀川区長よりご挨拶申し上げます。

(榊淀川区長)

皆様、こんばんは。淀川区長の榊です。本日はお寒い中ご来場いただきましてまことにありがとうございます。

さて、本日は大都市制度というもののご説明会なんですけども、大都市制度といいましても何かピンとこない、何か遠いなというような感じがするのでございますが、そうではありません。身近な問題として考えることが可能であります。ちょっと例を挙げます。今ですね、大阪市政は区長にかなりの権限が与えられておりまして、24区いろんなさまざまな特色のある事業をですね、決定して進めることが可能というふうになっております。これがかなり以前とは違ってるところでございます。一方で役所というのは権限というのが決まっております、その権限がないために立ち往生するというのもままあることでございます。例えばですね、図書館の件。淀川図書館はですね、今淀川区17万8,000人、市内2位の人口を持っております。しかしながら淀川図書館においての苦情がすごく区役所のほうにまいります。どういうことかといいますと、24区一番小さい図書館なんです。17万8,000人の淀川区に対して席が何席あるか。16席なんです。17万8,000人の人口に対して16席の図書館しかない。どんな椅子とりゲームなんだというふうに思っているところがございます。例えば同規模の人口でいくと鳥取県の鳥取市がでございます。大体19万ぐらい。図書館何館あるか。10館あるんです。それは鳥取市は広いじゃないかということはあると思うんですが、隣の豊中市、図書館何館あるか。10館あるんですね。ということで、こういったことで住民の方から淀川図書館を何とかしてほしいというようなお声を頂戴するんですが、実は私就任してから4年間この図書館の問題取り組んでおりまして、今、旧の淀川区役所の跡地に図書館を何とか入れられないかということで頑張っているわけですが、これ4年頑張っているんですがなかなか実現しません。これ権限がないんです。権限がないからいろんなところの関係調整に時間手間取っております、なかなか、もう一步のところまで来てるんですけども、まだ実現できずにいるということがございます。

もう一つ例を出します。今淀川区では資源ごみのコミュニティ回収というものを行っております。これは紙ごみですとかあるいは衣類、こういったものを行政の職員が回収するんじゃなくて民間の事業者の方に回収していただいて、それを売るということで、地域の財源を生んでいこうというものでございます。これは淀川区18地域中もう11地域が取り組んでいただいております、ここ数年後にはですね、全地域でぜひ取り組んでいただきたい、このように思っているところがございます。これ全部取り組むとどうなるかというと、淀川区においてはその地域のごみ回収を行政職員がその分については行わないわけですから、これは税金が浮くことになるんですね。でも、隣の区では全然行ってない。とすると、隣

の区では税金を使って行政職員が回収する。淀川区ではそれを一切回収しない、税金が浮く。これ不公平じゃないかというようなことになりかねないんですね。じゃ、例えばその浮いた分を淀川区の福祉の財源にくれよと、こういう議論があってもおかしくないわけなんです。でも、今の制度の中では大阪市全体で考えなきゃいけないからそういうことはなかなかできません。というようなことで、要はですね、その地域の特色ですとか、あるいは住民ニーズに沿った形のを、もっと近いところで物事を決めていくべきじゃないか、もっと特色に沿ってですね、物事をやっていくべきじゃないか、このような大都市制度の議論が起こってくるわけでございます。

というような形で、きょうはぜひ皆様方の身近な問題に置きかえてご説明を聞いていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして私から簡単にご説明させていただきます。

まず、吉村市長より大都市制度改革の必要性についてご説明し、引き続きお手元の資料に沿いまして事務局よりご説明いたします。ここまでで約1時間程度を見込んでおります。その後、皆様より説明内容に対するご意見やご質問をお受けいたします。

なお、お手元に意見用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、こちらにもぜひご意見を記入していただきますようお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

吉村市長、お願いいたします。

(吉村大阪市長)

皆さん、こんばんは。市長の吉村でございます。きょうはですね、この1月の皆さんお忙しいときに、そしてまた夜の遅い時間にですね、説明会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。まず感謝申し上げます。

きょうの話はですね、制度の説明ということでちょっとわかりにくいかもしれません。でもできるだけわかりやすくお伝えしたいと思いますし、大事なのはですね、これ今24区回ってるんです。何でそんなことするのといったら、一つ一つの政策というのはこの制度の上に成り立ってるんですね。例えば待機児童どうするのとか、高齢者の皆さんの福祉どうするのとか、そういった個々の政策というのは非常にわかりやすいんですね。例えば公園の中に保育所つくりませんか、どうしますか、賛成ですか、反対ですか、でもここ利用者がいますねとか、そんな非常にわかりやすい話、政策だとわかりやすいんですが、個々の政策じゃなくて制度というのはちょっとわかりにくいかもしれません。ただ、その制度のもとにこの政策というのは成り立ってますんで、皆さんの日々の住民サービスにおいても非常に大事になってくる。それが今回お話しする話であります。

私がですね、お伝えしたいのは、後にまた職員から制度の詳しい正確な説明させていただきますが、私自身は、何でそんなんする必要のあるのと、今のままでええんちゃうのと、何で今の大阪そんな課題あるの、そのあたりのことをちょっとお話しさせていただきたいというふうに思います。

まず、ちょっと振り返りです。一昨年(2017年)の5月の17日、大都市制度についての住民投票をやりました。これは皆さんもご承知のとおりです。当時ですね、大阪市を5つの特別区に再編する、設置するというものでした。その大きな目的は2つ。1つは住民自治を拡充していこう、住民の皆さんの身近なところで住民サービスは決定できるような仕組みをつくらせていきたいと思いますというのが1つの目的。そしてもう一つが大阪市と大阪府それぞれやってる広域行政、二重行政と言われてるようなものを一元化していきましょう、一つにまとめていきたいと思います、これ大阪府に一元化しましょうよ、大きくいえばそういった内容でした。結果は皆さんもご承知です。反対が70万票、賛成が69万票。1万票の差、0.8ポイント差ではありますが、反対票が多かったということで、一昨年の特別区の案ということはいくつか否決になりました。ですんで今案というのはありません。ただですね、一昨年の11月、私が市長にさせていただいたときの選挙ですが、私も松井知事ですね、やはりこの大阪の課題解決に向けた制度の改革というのは必要じゃないか、特別区を設置するという話でしたけども、これをまさにバージョンアップするものをつくらせてほしい、もう一回皆さんに住民投票で問わせてほしいというようなことをお話し、そして私と松井知事が今市長と知事として今任に当たっています。

きょうの会もその一連の中での会ではありますが、大阪のこの大きな課題としてですね、まずありますのがこの人口減少、そして超高齢化社会、全国どこでもそうですけど特に大阪は非常に大きくやってくる。それから東京一極集中が非常に進んでると。大阪が低迷してる。果たしてこのままでいいんでしょうかということなんです。大阪というのは東西二極の一極を担うような、東京が東の一極を担うのであれば西の一極はこの大阪が担うような、そんな副首都と言われるような大阪を目指していくべきじゃないかというのが私の価値観です。

じゃ、そのために何が必要なのというときにですね、大阪の課題って何なのというときに、僕は大きく2つ課題があると思ってます。1つは大都市としての成長です。日本の成長を牽引していく。そのために必要な都市機能をやっぱり強化していく必要がありますね。その都市機能を強化していく上で、今の大阪市、大阪府、別々にやってますけども、この広域的な成長戦略、今までのように二重行政という形でやっていくのが果たして適切な形なんだろうという問題意識がまず1つです。そしてもう一つが、当然今松井知事と僕とで大阪の成長ということでさまざま取り組んでいってます。その中で当然経済を成長させて全体の財源を増やしていく、パイを増やしていくということも重要で、これはやっています。ただ、その中でも人口減少が非常に進んでいく、パイというのはいずれ当然これは限られてる。天からお金は降ってこない。であるならば、その限られた財源というのをどう使うのか。住民の皆さんの身近なところで最適なサービスを決定できる仕組み、住民自治を拡充していく必要が今の大阪市にあるんじゃないの、その2つの大きな問題意識があります。

これ人口の動向です。大阪の人口減少どうなっていくのということなんですけど、ここはですね、非常に長い軸で見えます。これ1965年、2040年です。ここの色づけになってるのが今です。一番上の青い線、これは東京都です。東京都はぐっと上がってきて、減りませんがそんなにカーブはきつくない。愛知県です、緑色。愛知県も徐々に増えていってると。減りもそんなに多くない。大阪府の場合はぐっと上がってきて、かなり多いところで

横ばいになってます。これは高齢化が進んできているということになります。そして、下げのカーブも非常に大きい。これがですね、大阪市内がより一層如実にあらわれてます。こっちは大阪市です。これはですね、ブルーは横浜です。横浜はずっとこれ上がってきてます。名古屋はほぼ横ばい。大阪市どうなのと見ればですね、非常に多いところから始まるんですが、右肩に下がっていったという傾向です。また今後この人口が減っていくというような傾向にある。これは大きな傾向です。

これは経済のシェアについてです。これは東京都。全国に占める経済シェア、東京都、これも横ばいで来てる。神奈川県、愛知県も横ばいで来てる。大阪府どうなのと見ればですね、この1960年代ぐっと上がりましたが、ここからは10%ぐらいから非常に下がってきてる傾向にあります。じゃ、横浜市、名古屋市、大阪市どうなのと見れば、横浜市、名古屋市はほぼ横ばいに来てますが、大阪市はですね、右肩下がりにぐっと下がってきてるような傾向にあります。

資本金1億円以上の大企業というのはどうなのということですが、東京都、増えていってます。500件、200件増えていってる。じゃ、大阪府はどうなのかと見れば、259件減っていってます。その中をさらに詳細に見ていきますと、これは政令市という市町村単位で見ますとどうかといえば、東京23区、増える。588件。横浜市も増える。横浜、名古屋はこういう状況ですが、大阪市に至ってはマイナス230件。だから大阪市にある大企業が東京のほうに流れていく傾向に大きく見ればあると。あるいは消滅する傾向にあるということ。

じゃ、今の大阪のこの事業所の状況どうなってるのというのを示したのがこの地図です。この青が濃ければ濃いほど事業所が集積してる、集まっているという地図です。これ見ますと、大阪の南部の山間ですね、こっちは山間ですけど、山間は事業所がないので白い。じゃ、ブルーで示されてる事業所の密度というのはどうなのと見れば、これは大阪市の内部はもちろんそうですが、大阪市からさらに外にはみ出てるような傾向にあるというのが今の現状です。過去の歴史を見たら、これは間違いなく言えることは、大阪市を中心にしてこの大阪というのは発展してきました。経済についてもそう、人口についてもそう。大阪市域、これは他の横浜とかには見られない現象ですけど、大阪市はまさに大阪という市域を中心に経済が発展してきました。しかしながらですね、その経済の規模が外に外に、大阪市域外にどんどん広がってるというのが今の現状です。じゃ、大阪全体の成長戦略ってどこで担ってるのといえはですね、大阪市についてはこの大阪市域の中でやってる。そして大阪府も大阪市域外について担当してる。つまりこの狭いエリアの中で大阪市域外に事業所が広がってるのにもかかわらず、大阪市、大阪府それぞれが成長戦略といった広域行政を担当してるというのが今の現状なんです。しかもですね、面積でいきましたも、皆さん大阪府で住んでると大きいなと思われるかもしれませんが、都道府県でいうと非常に小さな都道府県です。47都道府県がある中で下から2番目、46番目に小さい、下から2番目に小さいのが大阪府です。そして大阪市、政令市なんですが、政令市も全国に20あります。大都市と言われるものですね。じゃ、その大都市と言われる政令市の大きさ、面積を見たときに、大阪市というのは下から4番目に小さい政令市です。つまり広域的なこの戦略をする、政治をする、行政をやるという上でですね、大阪市も大阪府もこの非常に狭い範囲の中で二重に重なり合ってるという他の府県では見られないような状況になってると

というのが今の大阪の現状です。

じゃ、その現状の中で大阪市と大阪府というのはばらばらにやっていいの、今まで大阪市と大阪府合わせて府市合わせ（不幸せ）というのはこれはもう随分昔から言われてきました。これはもう歴史的な事実です。大阪市長と大阪府知事がそれぞれ広域戦略をやり、そして、大阪市と大阪府というのは連携してやってるのといえ、これは背中向けてやってきた。大阪市長と大阪府知事が会って話をすることなんてなかった。会うことすら難しいというのがこれまで大阪市と大阪府の歴史でしたが、果たしてそれでいいんですかというところで、いや、そうじゃないんじゃないのという価値観で、前の橋下市長、そして松井知事の間、そして今は僕と松井知事の間で取り組みを進めています。どういったことを進めてるかといえ、やっぱり大阪の大きな成長戦略は大阪府、市、二重行政ばらばらでやるんじゃないくて、一体で共通で取り組んでいきましょう。共通で戦略を立てて実行していきましょう。それが大阪全域の成長につながり、ひいては大阪市域内のさらなる成長にもつながるということを信じて進めていっています。例えば大阪の成長戦略なんかについてもそうです。グランドデザイン・大阪、大阪のまちづくりについてもそう。大阪の観光戦略、これもそうです。これは今大阪市と大阪府で共同で大阪観光局というのを立ち上げて、大阪市、府問わずですね、大阪に多くの海外の方、国内の方来てもらえるような、そんな観光戦略をやっています。これまで大阪が世界的に注目されることはなかったですが、先日もニューヨークタイムズで世界の行きたいエリア52に大阪も含まれる。そして大阪のですね、外国人の観光客の伸び率というのは日本で今ナンバーワンの状況です。

災害対策についてもそうです。津波対策にしても、例えば大和川を隔てて津波の種類が変わるわけじゃありませんから、大きな災害に対する対策、津波対策、これは大阪市、府共通した戦略を立てて取り組んでいきましょうというので進めていっています。それ以外についてもそうです。すなわち今はですね、松井知事と私の間で、大阪市、大阪府が協力して共通で成長戦略を立てて進めていきましょうということをやっています。

これが1つの例なんですけれども、高速道路です。高速道路というのは都市の大きなインフラとして成長する都市の高速道路ってどうなってるかというのと明快です。この環状線というのが発達してる。これが世界の成長する都市、大都市の特徴です。要は全てが都心部に集まると交通機関は麻痺しますし、そして経済力も下がるということになりますので、こういった例えば湾岸地域で物流の車がじゃあどこに行くのといえ、都心に入らずともですね、湾岸エリアを通過してほかに抜けていく。そういった環状線というのが都市の成長にとっては非常に大事。これはまあ言うまでもありません。じゃ大阪、日本で第二の規模と言われてるからよっぽどそういったものが整ってるんですかと言われるれば、実はそれが全然整ってきてませんでした。1つありますのがこの環状線。阪神高速の環状線というのがありますが、その外枠の環状線がないものですから、例えば物流関係、港で仕入れた物流なんていうのもですね、ここに約30%ぐらい、本来都心部に入ってこなくていいようなものも入ってきてる。だから皆さんいつもラジオ、テレビなんかで見てたら阿波座付近で渋滞何キロと常に出てますけども、あんなところは常に渋滞していくわけです。ですんで、これじゃだめだよというので、今私と松井知事でやってるのが、この淀川左岸線の延伸部というところです。この延伸部というところがミッシングリンクと言われてまして、ここが繋がればですね、大阪都市再生環状道路というのができ上がるというような状況にな

ります。もちろん今事業着手してるところあるんですが、ここが手つかずの状態だったわけです。どういうことかという、ここは大阪市長である私の権限だけでつくことはそもそもできません。で、大阪府知事でじゃあできるのといえ、松井知事だけでもできることはできない。市長と知事が一緒の方向を向いて決定しないとできない仕組みになっています。要は北区の豊崎というところから、新御堂のところから入ってきましてですね、そして大阪市域外を出て門真のほうに行くわけです。大阪市域内は市長の権限、大阪市域外は知事の権限ですから、これまでこの道路もですね、これ大事だよと言われてながらも誰も着手してきませんでした。市長と知事が背中向いてたら、これは絶対にできない。そんなものをですね、今僕と知事が同じ方向を向いてるので進めていこうというので事業の決定というのをやりました。そして国に対しても、府、市、同じ方向を向いてますから、国もこれやってくださいねということで、国もやりますということが決まって、これはもう事業着手になります。これができるとですね、例えば物流、外から入ってくるのもわざわざ環状線を通して阿波座の渋滞をつくらずともこっち側の外から抜けていくことができる。これもあくまで一例なんですけども、大阪の全体の成長を考えたとき、もちろん大阪市域内も含めた大阪の全体の成長を考えたときは、今はやはり大阪市と大阪府、二重でばらばらにやる、二重行政でやるのではなくてですね、一体でやっていく必要がある時代に来てるんじゃないんですかということです。確かに先ほど申し上げたとおり大阪市域内で成長を図ってききましたが、今は都市が成熟する中で、大阪がさらに成長を目指していくためには、やっぱり市長と知事が持つてるこの成長戦略の権限というのは1つにしていくべきじゃないのかなという1つの問題意識です。

もう一つが住民自治の拡充についてです。これについては、今住民サービスのニーズというのは非常に高まってきてます。児童虐待についていえば約7倍ぐらいの数ですね、相談件数になってると。ですので今住民サービス、これを充実させる必要が非常に高いというような状況になってます。

それから例えば待機児童についてです。待機児童、僕もいろんなことを言ってますんでいろいろ報道も出てますけども、この待機児童というのを1つ見ても、実は待機児童が多いエリアとそうじゃないエリアというのが大阪市内でも出てます。ですんで実は大阪市域内の住民の皆さんのニーズを的確に把握して市政に反映するというのは、大阪市域というこの範囲で非常に大きいんじゃないんですか、もっと細かに反映できる仕組みって要るんじゃないのというのが1つの問題意識です。これは西区です。非常に多い。一方ここの例えば平野区とか西成区とか東住吉区、このあたりはほとんどないような状況です。待機児童の定義の仕方が僕はちょっとおかしいと思って、これは問題提起してるんですけど、それはちょっとおいておいて、要は傾向を見ていただきたいんですけど、こういった西区のところ非常に多かったです。城東区も非常に多い。淀川区もここです。結構多いんです。だから淀川区の待機児童対策も重要。でもこの西成とか平野とか東住吉とか生野とか非常に待機児童が少ない。こういった住民の皆さんの個別のニーズというのを的確に反映できる仕組みというのがこれから要るんじゃないのかなというところなんです。

大阪市の人口ですが、果たしてどんなものかといえ、270万人に対して市長は1人です。じゃ、270万人規模の市ですけども、それって都道府県でいうとどのぐらいなのといえ、京都府が260万人、広島県が284万人。ですので大阪市のこの人口規模というのは都道府県、

広島県や京都府に匹敵するそういったものが大阪府の中に大阪市がぼんとあるというような状況です。じゃ、そういった非常に人口が多い大都市において住民の皆さんに身近な基礎自治のサービスをする事についての課題はないんですかということが国でも議論されてます。ここに書いてあるのは大阪市が言ってることでもなくて大阪府が言ってることでもありません。国で議論されてる事です。市役所の組織というのが非常に大規模化する傾向にありますねと。カバーするサービスの幅も非常に広いですねと。であるならば、結果、個々の住民と役所が非常に遠くなる傾向がありますね、これをどう解決していくか、解決していく必要がありますねというのが国でも答申されています。これはまさに大阪市にも当てはまると思います。

じゃ、そのために大阪市として何もしてないのといえ、そうではありません。できるだけですね、区長にやっぱり権限を持ってもらおうと。住民の皆さんの身近なところにいる区長に権限と責任、財源をできるだけ渡して権限を持ってもらおうと。それから区長をですね、局長よりも上位の位に格付けしていこうとこのことをやっています。これまでですね、区長というのはどういう立場だったかといえ、大阪市というのはまず組織でいうと簡単にいけば市長がまずいます。そしてその下に副市長が3人います。その下に局長というのが大体20人から30人ぐらいいます。その下に理事というのが大体70人から100人ぐらいいます。その下に部長というのが200人から300人ぐらいいる。実は区長というのは部長だったんです。部長の位置づけ。このぐらいの位置づけでしかなかったのがかつての大阪市の扱いです。やっぱりそれはでもおかしいだろうということで、当然一部北区とか中央区とか違いあるんですけど、基本的には部長という扱いだった。それはおかしいといので、今局長よりも上の位に格付けをしてですね、できるだけ権限と財源を渡してやってもらうということでやっています。そんな中で、先ほど榊区長からもありましたけど、さまざまな取り組みというのを淀川区で今やってくれています。榊区長が紹介したとおりですけど、そういったことはこれまでの区長でやるということにはなかったんです。そういったこともやってるといような、できるだけ区長に権限を持たせましょうということで進めていっています。

それから人材についてもですね、これまで区長というのは内部からの人材を人事で順送りやってきてました。でも、それじゃやっぱりだめだろうといので、公募区長というのを導入しました。これは外部の民間の方が手を挙げてやってもらうというやり方に加えて、内部の職員でも区長をぜひやりたいと、こんな区をつくりたいという意欲のある人に手を挙げてもらって、内部、外部からいずれにしても公募で今区長を選んでいっています。多様な人材を確保しようといことで進めていっています。それから区政会議のようなものをつくって区民の皆さんの意見もできるだけ反映できるような仕組みをつくっていきましようといので今やっています。

それから教育行政についてもですね、これまで教育行政についてはつまり学校に関する事は教育委員会だけがやるというのが前提でしたけど、これは大阪市でも方針を変え、そしてそれに倣って国も方針を変えてきました。法律も変わった。今教育委員会の中に僕自身も入っているんなことが決めれる仕組みになっていっています。この区政においてもですね、区長がその区における教育行政にしっかりと意見を言えるような仕組みをつくっていこうといことでやっています。その結果ですね、これまででは考えられなかったですけ

ども、民間の塾のような事業者が学校の施設を使って放課後に補習授業のようなものができるような仕組みをつくってます。そして、お金がない方でもそれに参加できるように塾代クーポンのようなものもつくってますね、これまで塾に行けなかったような子どもたちでも行けるような仕組みをつくったりもしています。区長がいろんなアイデアを出して教育行政にもいろいろ意見して関与してるというのが今の現状です。

そんな中で24区の区長がいろんな取り組みをしてくれています。先ほど榑区長からの話もありました。榑区長が言ったような話もですね、紙ごみなんかも地域の財源にしようよというのでやってくれています。僕もそれを聞いて、これは全部でやろうよということに気づいてですね、そして今年度の条例の中に提案して、これも議会の皆さんの同意を得られないとだめですけども、そういった紙ごみについてはできるだけ地域の皆さんにやってもらって、そしてそれが財源になるようなことをやっていきたいと思います。それから紙ごみをとっていく業者がいるんですね。それはまあお金になりますからとっていく。それはあかんよと、それを禁止するような、そんな条例案を出そうと思ってます。そんな細かなところもですね、今まで市長1人で全部、270万人をつぶさに見るとするのは難しいですから、区長がこれまでは自発的にやることは少なかったですけども、いろんな区で自発的なことをやってくれて、そしてそれが大阪にとってプラスだと思うことについては全市に広げていくというようなこともやっていってます。例えば西成でいくと、なかなか子どもの遊び場が少ないよということで、廃校を使ったですね、プレーパーク事業と。どんなことしてもいいよこの学校は、汚してもいいよという前提でいろんなことをやるというようなことを西成で取り組んだりとかですね、天王寺であれば子育てクーポン券というのをつくらうと。旭区であれば高齢者の皆さんのために小さなバスをつくっていこうと。そんなことをそれぞれの区で取り組んでいってます。

できる限りのことは今の制度の中でもやっています。できるだけ区長に権限に渡していくというのはやってる。でも、これからの時代を考えたときにさらにやっぱり住民の皆さんの身近なところで決定し、実行していけるようなことをやっていかなきゃいけないんじゃないのというのがこの住民自治の拡充の点であります。そのためにやっぱり制度の変更が必要だと、制度の改革が必要だというふうに思っています。大阪が成長し、そして皆さんが豊かに暮らしていける副首都大阪を目指していくというのが大きな目的でありまして、それは府市一体でやっていこうということで、知事、私が副首都推進本部をつくり、そういった役所の組織の中で今議論を進めていっています。

これ例えば1つですけど、副首都ってどんなもの、何を目指してるのということなんですけど、ここにいろいろ書いてますが、1つ例を挙げれば首都機能のバックアップです。もし今首都圏で大きな地震が今この瞬間起きたとしたときにどうするんですかと。日本の機能どうなりますかと。全ての機能が今首都に集中してる。じゃ、それ代替するところあるんですかといえ、ありません。じゃ、それ今国ってどう考えてるのといったら、それに対する明確な答えはないんです。それに対して大阪として一地方のままでもいいのか、いやそれともこの首都機能のバックアップを担えるような、そんないざというときは副首都としてですね、バックアップを担えるような、そんな都市を目指していくべきじゃないんですか、あるいは西日本の首都と言われるような、そんな中枢性がある都市を目指していくべきじゃないんですか、そんなことを議論しています。そのために何が必要なのか。そのう

ちの1つにこの大都市の制度というのもしっかり考えないといけないんじゃないんですかというのが今私の持ってる考えです。

じゃ、そのための制度どんなものがあるのということですが、大きくは2つあります。1つは総合区という制度。もう一つは特別区という制度です。この総合区という制度は、大阪市は存続します。大阪市という行政体は存続した上で、総合区長というのをつくって、その総合区長にできるだけ権限を与えていきたいと思います。総合区長というのは法律で認められた制度ですので、そこに権限を与えていこうという考え方です。そして、じゃ、大阪府と大阪市の二重行政どうするのということですが、これは大阪府も大阪市もあるということになりますから、基本的には話し合いで解決していくべきだというのがこの1つの考え方です。もう一つは特別区という制度。これは一昨年5月にも皆さんに問いましたが、東京も同じようなことをやってますけども、特別区という制度です。まさに皆さんがですね、区長を選挙で選ぶというやり方です。大阪市という行政体は廃止し、住民の皆さんが直接区長を選挙で選びます。その区長が住民の皆さんに身近なサービスは決定して実行していくというやり方です。じゃ、大阪府と大阪市の二重行政どうなるのといえ、これはもう大阪市という行政体はなくなります。大阪市が担っていた広域行政機能については大阪府に一元化させていきます。一本化させていく。まさに今東京の小池都知事が頑張ってますけども、あんな東京の小池都知事と同じような制度にしていくというのがこちらの考え方です。

これはちょっと簡単に表にしたものですが、総合区でいうところの自治体のじゃあトップって誰なのといえ、これは大阪市が残りますから当然市長です。そして区長を誰が選ぶの。これは議会の同意を得て市長が選びます。特別職という副市長と同じような立場になります。そして、その総合区長というのは市長に対して、この区についてはこういう予算でやってほしいというような意見具申権というのも法律上与えられています。総合区、これは法律上はあくまでも一部の区でも導入することは可能です。しかしながら今回皆さんに提案しますのは、総合区を何でやるのといえ、一定の総合区に権限、そしてそれを実行する組織というのが必要になりますから、一定の人も必要になります。そういった意味で幾つかの区を合区してですね、そこで実行する組織体制、企画立案も含めてできるような体制を整えていきたいと思いますということですから、合区を前提にしています。一方、特別区です。特別区は自治体のトップは誰なのといえ、これはもう区長です。選挙で選びますから。そして教育委員会もそれぞれの区ごとに設置します。予算については誰がつくるのといえ、これはもう区長です。当然その区の中には区議会がある。区議会議員も皆さんが選挙で選びます。

詳しくはこの後職員から制度について説明いたしますが、皆さんに私からお伝えしたいのは、やはりこの今のままのほんとの大阪市の制度では僕はもうよくないと思ってます。大阪がこれからですね、さらに成長していくために大きな課題、これを解決していく必要がある。1つはやはり大阪府と大阪府が持っているこの二重行政、広域行政を狭いところでやり合ってる、かつて府市合わせ（不幸せ）と呼ばれていたようなものをどうやって解決して、そして都市機能を高めていくのかというのが1つの問題意識。そしてもう一つは、財源が限られてくる中で、住民の皆さんに身近なことを決めていく上で、今の大阪市というのは本当に果たして適切なんだろうかとということ。皆さんの身近なところでリー

ダーを選挙で選んで実行できるような仕組みをつくったほうがいいんじゃないんですか、あるいはその総合区長というようなものをつくってですね、今の区長よりもっともっと権限があるものをつくったほうがいいんじゃないですかというふうに考えてる。今回ですね、これは政治集会じゃありませんので、特別区を選んでほしいと、総合区を選んでほしいと、そんなことを言うものではありません。私はぜひ問題意識を皆さんにお伝えしたいですし、こういう制度があるんだなということですね、皆さんにぜひ知っていただきたいと思えます。それから、じゃ、今後どうなるのというようなご質問があれば忌憚のないご意見をいただきたいというふうに思います。

この後部局から説明いたしますけども、私からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(司会)

続きまして、副首都推進局制度企画担当部長の水守より説明申し上げます。

(水守副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の水守と申します。

私からはお手元のパンフレット「総合区・特別区（新たな大都市制度）に関する意見募集・説明会資料」これに沿って説明をさせていただきます。

まず1ページの目次をごらんください。資料の構成は3部からなっています。第1部では大阪における新たな大都市制度について説明をします。第2部では今回取りまとめました総合区の概案について、第3部では特別区制度の概要などについて、今から30分ほど頂戴して説明をいたします。座らせていただきます。

それでは、第1部の「大阪における新たな大都市制度」について、3ページをお開きください。

先ほどの市長の説明と重複するところもありますが、まず、大都市の現状・課題をごらんください。大阪市や横浜市といった大都市では、住民意思の的確な反映（住民自治の拡充）と、効率的・効果的な行政体制の整備（二重行政の解消）といった課題があると言われています。もう少し詳しく申しますと、1つ目の住民自治の拡充は、政令指定都市である大阪市は非常に幅広い行政サービスを提供しているため、市役所の組織が大きくなり、個々の住民の皆さんから見れば役所との距離が遠くなる傾向にあります。2つ目の二重行政の解消について、大阪の場合で申しますと、政令指定都市である大阪市と都道府県である大阪府がそれぞれ同じような内容の仕事をしている分野があり、重複によって問題が生じているとされています。

これらの課題を解決するために、その下ですが、国において法律が整備されました。1つは、左側、総合区の設置であり、政令指定都市、すなわち大阪市を残したまま、今皆さんがお住まいの区、行政区にかえて総合区を設置し、区長や区役所の権限を強化し、住民自治の拡充を図るものです。もう一つは、右側、特別区の設置です。こちらは、政令指定都市である大阪市を廃止して複数の特別区を設置し、特別区ごとに住民の皆さんから選挙で選ばれた公選区長と区議会が置かれ、それぞれが1つの自治体として運営されます。

こうした状況の中で、その下にありますように、大阪府と大阪市が取り組んだ改革とし

て、1つ目の丸、特別区の設置により住民自治を拡充とあります。これは大阪市を廃止して5つの特別区を設置するものでしたが、平成27年5月の住民投票で、特別区の設置は反対多数となりました。しかしながら、大阪が抱える課題は依然として残されたままであり、それらを解決するためには引き続きたゆまぬ取り組みが必要です。

次の4ページ、「大阪が抱える課題解決に向けて」から5ページについては市長の説明と重複しますので省略をさせていただきますが、大阪の長期低落、人口減少、超高齢化社会などの課題に取り組んでいく必要があるということを示しています。

さらに1枚めくっていただいて7ページの総合区制度、そして8ページの特別区制度については、この後、それぞれの制度の中で説明をします。

なお、7ページが一番下にひとくちメモとありますが、ご参考としてところどころに用語の説明をつけております。

以上が第1部の説明です。

次に、第2部「大阪における総合区の概要」について説明いたします。10ページをお開きください。

初めに、真ん中の点線内に概要の位置づけというのがあります。それをごらんください。これから説明します総合区制度の概要は、大阪市としてこれでいきたいといった固まった案ではなく、住民の皆さんからご意見をいただくための素材、検討材料として取りまとめたものです。今後、この意見募集・説明会などを通じて皆さんからご意見をいただきつつ、市会での議論を踏まえ、総合区案を取りまとめてまいります。

それでは、11ページをお開きください。まず、総合区制度の概要について、上の網かけ部分をごらんください。丸の1つ目、総合区制度は、政令指定都市において、住民自治を拡充するため、現在の行政区長の権限を強化した制度です。

次に、少し飛んで中ほどの(2)法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、通常、行政区と呼ばれる今の区の制度、右側が今回新たに検討している総合区制度です。表の1段目、自治体の位置づけ、2段目、区の位置づけにあるように、どちらも政令指定都市としての大阪市の位置づけや権限は変わらず、行政区も総合区も区は市の内部組織ということになります。

今の区と総合区の主な違いは、3段目の区長について、左側の今の区長は一般職の公務員ですが、右側の総合区長は、副市長などと同様に議会の同意を得て市長が選ぶ特別職の公務員となります。次に、総合区長の主な事務は、地方自治法で総合区の政策・企画の立案、総合区のまちづくりなどの事務のほか、条例——これは大阪市が定める法律のようなものですが、この条例で定める仕事となっています。これらについては、市長にかわって市を代表する区長の判断と責任で進められます。さらにその下の段、総合区長には、区役所職員の任免権、すなわち人事権や、予算の編成に当たって市長に意見を述べる権限、予算意見具申権が法律で認められています。また、総合区の区長は住民の皆さんによってリコール、すなわち解職することもできます。

なお、総合区の制度としては、大阪市の今の24区のままで、あるいは全ての区ではなく一部の区にのみ総合区を導入することも可能ですが、今回お示しする総合区の概要では、総合区をした上で、全ての区を総合区にする前提としています。

以上が総合区制度の概要です。

次に、12ページをごらんください。総合区を設置することの意義、効果及び課題についてです。総合区の意義は、地域の実情に応じた行政サービスをより身近な区役所で行うことです。ただし、予算編成や条例の提案など市全体に関する事項は、引き続き市長がマネジメントします。

真ん中に、総合区が設置された場合、局と総合区の事務がどう変わるのかを図で示していますが、これは後ほど具体例で説明します。

その下の総合区設置で期待される効果と課題をごらんください。まず左側、効果としては、地域の実情に応じたよりきめ細かい行政サービスの実現とありますが、1つ目の丸、住民の皆さんの声をより直接的に反映することや、2つ目の丸、意思決定が迅速になることで、より迅速適切なサービスの実現などが期待できると考えられます。一方、その右の課題については、効率性の確保として、1つ目の丸、現在、中之島などの局1カ所で実施している仕事を、複数の総合区に分散して行うことで職員の数の増加が見込まれるとともに、その下の丸、専門職員やノウハウの確保がそれぞれの区で必要となり、いかに効率性や専門性を確保するかが課題となります。

このように、総合区制度の導入に際しては、区役所が担う事務の拡充が図られる反面、効率性や専門性の確保という課題があり、双方の観点からバランスよく検討する必要があります。

次に、13ページをお開きください。総合区のイメージを持っていただくための案、概案の作成に当たっての考え方を説明します。ページの中ほど、黒い四角、事務レベル（案）をごらんください。

総合区が担う仕事についてはさまざまなレベルが考えられますが、今回の概案では、AからCの3つの案を設定しました。まずA案（現行事務＋限定事務）は、右側にあるように、現在の区役所の事務に加えて、一般市並みの事務とありますが、今の大阪市役所の局、例えば福祉局や建設局などの仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスに係る仕事に限定して総合区に移すものです。B案（一般市並み事務）は、例えば守口市や松原市といった一般の市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を担います。C案（中核市並み事務）の場合は、一般市より広い範囲の行政サービスを提供している中核市、大阪府では東大阪市や高槻市などがありますが、これらの市が提供している仕事を基本に、総合区が事務を行います。わかりやすくいいますと、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが総合区の仕事が増えるということになります。ただし、表の下の米印のとおり、いずれの案においても、市全体を見渡して実施すべき事務、詳しくは次のページで説明をしますが、これらについては総合区に移さず、引き続き市長が判断する仕事として局に残ります。これは、先ほど区の位置づけでも触れましたが、総合区はあくまで大阪市という自治体の内部組織であり、独立した自治体ではないためです。

次に、一番下の区数（案）です。総合区の検討に当たって、現在の24区を合区した3つのパターンをお示ししています。大阪市の平成47年の将来人口は約228万人と見込まれておりますので、1区当たり45万人、30万人、20万人程度と設定をして、それぞれ5区、8区、11区としています。

総合区の導入に当たっては、必ず合区をしなければならないわけではありませんが、区役所が提供するサービスを充実させるほど、区役所ごとに必要な職員の増加が見込まれま

す。24区のまま各区役所の体制を大きくすることは、職員の確保やコストの面で難しいことから、今回の概案では現在の24区を合区する案としています。なお、具体的な区割りは今後検討します。

以上が、総合区の概案の作成に当たっての考え方です。

次に、14ページをごらんください。事務分担について、総合区では区役所が行う事務を今よりも増やします。真ん中の局と総合区の仕事の分担をごらんください。現行の大阪市の仕事は、局の仕事と行政区、すなわち現在区役所で行っている事務に分けられます。総合区が設置されると、現在、局で実施している事務は、①引き続き局で実施するものと、②局から総合区へ移管するものに分かります。具体的には、その下の表をごらんください。

①局で実施とは、総合区が設置された後も中之島の本庁などにある局が実施する事務で、例としては表の右側、大阪市という1つの自治体として実施する条例や予算などの事務、そして市域全体を見据えた観点から実施すべき事務、例えば成長戦略や広域的な交通基盤の整備など、また、住民サービスの統一性や一体性が求められる例えば国民健康保険のような事務がありますが、これらは局が行います。

その下の②局から総合区へ移管は、局の仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスをより身近な総合区へ移すものですが、上記の事務レベル案に沿ってAからCの3つの案を作成しました。詳しくは後ほど説明します。

一番下の③総合区で実施ですが、現在、区役所や保健福祉センターで実施している仕事は、そのまま総合区で実施します。

事務分担についてもう一度繰り返しますと、総合区へは、現在、局で実施している仕事のうち、住民の皆さんに身近な行政サービスを中心に移管します。ただし、大阪市という1つの自治体として、また、市全体の観点で行う仕事については引き続き局で実施をします。また、総合区へ移管する事務の量によりA、B、Cの3つの案を設定し、A案よりもB案、B案よりもC案のほうが区役所に移管する事務が多くなります。

では、15ページ、職員体制というところをごらんください。ここでは、総合区の仕事を増やすことや、合区によって職員の数がどう増減するかについて試算をお示ししています。職員数の増減イメージとありますが、基本的には総合区に仕事を多く移すほど職員数は増えます。また、区の数が多いほど職員数も増えます。こうした増減は、ページの一番下③総合区移行時の職員数の変化の試算結果にお示ししています。太線で囲った表をごらんください。A案では、縦に見ていただいて5区、8区、11区のいずれの場合でも黒い三角の数字、これは職員数が減ることを示しています。B案では、5区の場合では黒い三角で減少、8区ではほぼ変わらず、11区では増加する、C案ではいずれの場合も現行より職員数が増えるという試算結果になっています。

なお、こうした職員数の増減は、一番下の米印にあるように、一定の仮定のもとで試算したものですので、確定した数字ではありません。職員体制について簡単にまとめますと、A案からB案、C案となるにつれ、すなわち区役所の仕事が多くなるほど職員の数が増え、区の数が増えるほど職員数は増えています。

次に、16ページをごらんください。ここでは、3つの事務レベルの(案)ごとに、きめ細かい行政サービスの提供と、できるだけ職員数を増やさない行政の効率性という視点で区の規模を検証した結果、真ん中の表の職員数を四角で囲んでいるところがありますが、

今回、皆さんにお示しする総合区の概案としては、A案は8区と11区、B案では5区と8区、C案では5区としています。

では、それぞれについて詳しく説明をします。17ページをお開きください。

まず、A案の総合区ですが、区数は8区か11区、その場合はおおむね現行の職員数の範囲内で設置が可能と見込まれます。

次に、その下の黒い四角、総合区の事務内容というところをごらんください。こども、福祉、健康・保健などの分野別に区役所に移す事務を示しています。なお、それぞれの枠の中で点線で囲んでいるのは、現在も区役所で行っている事務です。A案の総合区では、例えばこどもの分野では、保育・子育て支援として、現在、局が実施している児童いきいき放課後事業というものが総合区長の責任のもとで行われることとなります。また、その右のまちづくり・都市基盤整備の分野では、道路・公園を維持管理する工営所や公園事務所の業務を総合区に移管します。

では、A案の総合区で何が変わるのか、期待される効果について、18ページに3つの事例を示していますが、その一部について前のスクリーンでご説明をします。前のスクリーンをごらんください。総合区で変わること（A案）～例として：道路の日常管理、放置自転車対策～です。現在、皆さんからのご要望、例えば道路の穴の補修や放置自転車の撤去については、区役所とは別組織の建設局の工営所というところが行っています。図の右側をごらんください。これらが総合区の仕事となることで、皆さんからのご要望に対して、直接、総合区長の判断で、例えば放置自転車の撤去回数を見直すというようなことがより迅速に、またきめ細かく対応可能となります。なお、一番下に書いてますとおり、総合区になりましても、予算の編成や条例などは引き続き市長が市全体を見据えて判断します。

資料に戻っていただきまして19ページをお開きください。次に、B案の総合区です。区数は5区か8区、その場合はおおむね現行の職員数から一定の範囲内で設置が可能と見込まれます。総合区の主な事務内容として、B案で新たに加わる仕事には白い星印をつけています。例えば、こどもの分野では、保育・子育て支援として市立保育所の運営や民間保育所の設置認可があります。また、その下、福祉の分野では、老人福祉センターの管理運営を総合区へ移管します。

B案の総合区で期待される効果について、20ページに3つの具体例を示していますが、同じように再び前のスクリーンをごらんください。このうちのこども・子育て支援施策の例について説明をします。大阪市では、待機児童の解消を最重要施策に掲げて、認可保育所の整備などに取り組んでいます。左側の認可保育所の設置フロー図のとおり、現在は、中ほどですが②地域調整、具体的には認可保育所の場所の決定については区長の仕事になってますが、③事業者の募集・決定は市長の仕事になっています。図の右側、これが総合区になりますと、②の地域調整から③の事業者の募集・決定までが一元的に区長の仕事となることで、例えば保育所を早期に、あるいは効果的に開設することが期待されます。

もう一度資料に戻っていただいて、21ページをお開きください。C案の総合区です。この場合、区の数5区、職員数は現行より一定の増加が必要と見込まれます。総合区の主な事務内容について、C案で新たに加わる仕事は黒い星印、例えばこどもの分野では、児童虐待対策として、こども相談センターの運営というものが加わります。一番下の健康・保健の分野では、保健所の業務を総合区へ移管します。

C案の総合区で期待される効果ですが、同じく前のスクリーンで1つの例を説明します。こども相談センターについてです。こども相談センターでは、子どもを虐待から守るため、皆さんからの児童虐待の通告や相談を24時間365日体制で受け付けています。対応が必要な事案は、こども相談センターとは現在別の組織である区役所の保健福祉センターと連携して取り組んでいます。図の右側、これが総合区になりますと、保健福祉センターとこども相談センターが同じ区役所の組織になって、両者の連携が一層密になることで虐待のサインを早期にキャッチし、より適切な対応が期待されます。

以上が、今回お示しする総合区の3つの概案についての説明です。

何度も恐縮ですが、また資料に戻っていただいて23ページをお開きください。今後の検討事項についてですが、まず1つ目の二重丸、総合区の名称及び区域（区割り）、総合区の事務所の位置です。今回の概案では、現在の24区を5区、8区、11区にする案をお示しましたが、総合区の名称を初め、どのようなエリアで合区して総合区を設置するのか、総合区の区役所をどこに置くのかについては今後検討します。

なお、米印ですが、合区に際して、現在の24区役所及び保健福祉センターは総合区役所の支所として位置づけ、窓口業務を継続することとしています。

以下、総合区の設置に伴うコスト、例えば職員体制や庁舎、システムなどの整備費用、市長の所管事項である予算の仕組みに係る総合区長の権限についても今後具体的に検討します。

その下、11、総合区（案）のとりまとめに向けては、意見募集・説明会での皆さんのご意見や市会での議論を踏まえて、最終的には1つの案を取りまとめてまいります。この最終的な案については、今回お示した3案の中から1つを選ぶということではなく、皆さんからいただいたさまざまなご意見などを踏まえて、事務の範囲や区の数などを検討してまいります。

なお、24ページにはご参考として局で実施する事務の内容例を、次の25ページから28ページには局と総合区の事務の分担の詳細を、さらにめくっていただいた29ページには、ほかの政令指定都市と大阪市の区の人口と面積に関するデータを添付しています。

以上が第2部、総合区の概案についての説明です。

続いて第3部「総合区制度（正しくは特別区制度）」について説明します。30ページをごらんください。

初めに、ご留意いただきたいことというのが書いてあります。この資料は、特別区制度についてご意見をいただくために作成したものです。旧特別区設置協定書は、平成27年5月の住民投票で反対多数となったため、現時点での具体的な特別区の制度案はありません。これから特別区の制度案づくりにおいてどのような事項を決めていく必要があるのかというイメージを皆さんに持っていただけるよう、参考資料として旧協定書や平成27年4月の住民説明会のパンフレットの考え方などをお示ししており、皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後改めて制度案の検討を進めていくこととなります。

では、31ページをお開きください。まず、特別区制度の概要です。特別区は、一般の市町村と同じようにみずから税金を徴収し予算を編成する基礎自治体です。選挙で選ばれる区長、区議会が置かれ、区長が住民の皆さんに身近な施策を行います。

次に、（1）特別区設置法の制定をごらんください。現在、特別区は東京都にのみ23区

が設置されていますが、この法律が制定され、大阪市のように人口200万人以上の政令指定都市を含む区域では、政令指定都市等を廃止して、特別区を設置することが可能になりました。

次に、（２）法律上の制度比較をごらんください。表の左側が、現在、皆さんがお住まいの大阪市、一般に政令指定都市と言われる制度、そして右側が東京の新宿区や渋谷区など特別区と言われる制度です。

表の２段目、自治体の首長は、政令指定都市では市全体で１人の市長、一方でそれぞれが独立した地方自治体である特別区は各区ごとに区長が選挙で選ばれます。また、議会については、政令指定都市では市全体で１つの市議会、特別区では区ごとにそれぞれ区議会が置かれます。

次の主な事務として、政令指定都市も特別区もともに一般的な市町村の事務を行います。政令指定都市は市町村の仕事に加えて都道府県の仕事も一部行います。一方、特別区は、市町村の仕事のうち、上下水道、消防などは、大都市行政の統一性を確保するため、都が一体的に行っています。

次に、課税権ですが、右側の特別区は、一般的な市町村税のうち法人市民税や固定資産税などは都が一旦課税、徴収し、その下、それらを活用して都や各特別区の間で財政の調整を行い、必要な金額を配分します。

次に、32ページをごらんください。特別区が設置された場合に、現在の大阪市と大阪府の仕事が、新たに設置される特別区と大阪府にどのように分かれるのかをイメージ図で示しています。

図の左側をごらんください。今の大阪市では、基礎自治機能、具体的には保育や小中学校の運営など住民の皆さんに身近なサービスに加えて、広域機能、例えば産業の振興や広域的なインフラの整備などの仕事もしています。一方、大阪府も大阪市と同様に広域的な仕事をしています。大阪では、この広域機能を大阪市と大阪府の両方が担っていることから、いわゆる二重行政の問題が指摘されています。

特別区が設置されると、図の右側ですが、大阪市が廃止され、保育や小中学校の運営など基礎自治体の役割は各特別区が担当し、産業振興や広域的なインフラ整備など広域的な仕事は大阪府が一元的に担当することになります。

次に、33ページをお開きください。特別区の制度案について、どのような事項を検討し決めていく必要があるのか、また、特別区を設置するまでの手続を示しています。

まず、（１）特別区を設置するエリアの関係自治体、すなわち大阪府と大阪市の両方の議会の議決を経て、特別区を設置するための協議会、特別区設置協議会を設置する必要があります。次に、（２）その協議会で、真ん中の太枠の中に示す特別区の設置の日や特別区の名称及び区域など、法律で定められた８つの項目について特別区設置協定書を作成する必要があります。その後、（３）その協定書について関係自治体の議会で承認が得られれば、（４）特別区設置に係る住民投票が行われ、過半数の賛成があれば、（５）総務大臣の決定によって特別区が設置されることとなります。

以上が、特別区制度についての説明です。

次に、特別区に関して皆さんからご意見をいただくに当たり、その参考となるよう、平成27年５月の住民投票で反対多数となった旧特別区設置協定書などの考え方について説明

をします。35ページをお開きください。

まず、(1)特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数について、地図の下の表をごらんください。旧協定書では、大阪市を廃止して、北区、湾岸区、東区、南区、そして中央区という5つの特別区を設置するとしていました。それぞれの区のエリアは、右の欄、特別区の区域に記載のとおりでした。各区の議員の定数は、特別区議会議員の定数の欄にあるように、現在の大阪市会の議員定数86人を、各特別区議会に割り振っていました。

また、各区の本庁舎、つまり特別区役所の位置は、上の図をごらんください。吹き出しに区の名称とともに本庁舎の所在地、例えば中央区の本庁舎の位置は現在の西成区役所としていました。

一番下の備考欄をごらんください。①窓口業務については、特別区になっても、現在、24区役所等で実施している事務は引き続き現在の区役所等で行うこと、②町名については、特別区の設置が決まった後に、皆さんのご意見を聞いて決定する予定でした。

次に、36ページをごらんください。先ほどの項目につきまして、平成27年に行った住民説明会での質問票への回答を引用して、当時の考え方をお示ししています。まず、区の名称は、区域を包括し、シンプルでわかりやすい方角・位置を基本とするとともに、ベイエリア地域は湾岸区としたこと、次に区域については、平成47年の将来推計人口や過去の分区・合区の経過などをもとに、行政運営の効率性や長期財政推計の結果を考慮して5区としたこと、また、本庁舎の位置については、住民の皆さんからの近接性や交通の利便性などを基本としながら決定したこと、最後に議員定数については、議会のコストを増やさないという趣旨から、現在の大阪市会の議員定数を5つの区に割り振ったことなどをお示ししています。

一番下の網かけに、この項目に関して、当時住民説明会でいただいた主な質問や意見を記載しています。この後、各項目についても当時の主な質問・意見をそれぞれ最後にお示ししています。

次に、37ページをお開きください。(2)特別区と大阪府の事務の分担について、真ん中の表、事務の分担(イメージ)をごらんください。今の大阪市は、左側の欄、住民の皆さんに身近な仕事として、戸籍や住民基本台帳、保育などを、またその下の広域的な仕事として成長戦略や博物館、広域的なまちづくりなども行っています。特別区が設置された場合は、右側にあるように、特別区は住民の皆さんに身近な仕事を、その下、大阪府は大阪全体の成長や都市の発展などにかかわる広域的な仕事を担当するなど、役割を明確に分けることにしていました。

次に、38ページをごらんください。(3)一部事務組合とは、複数の自治体が連携して効果的、効率的に仕事を行うための仕組みです。旧協定書では、専門性の確保が特に必要なもの、例えばサービスの実施に当たり公平性や効率性の確保が特に必要な仕事、例えば国民健康保険などについて、5つの特別区が一部事務組合などをつくって連携して行うことにしていました。

次に、(4)職員の移管(特別区の職員体制)ですが、1つ目のポツの1行目に米印、近隣中核市5市をモデルとありますが、これは、その下に注釈を書いていますとおり、大阪都市圏で30万人以上の人口を有する豊中市や高槻市、東大阪市などの5市の職員数をモデルとして各特別区の職員体制を整え、その上で、広域的な仕事が大阪府に一元化されるこ

とに伴い必要となる職員を大阪市から大阪府へ移管することにしていました。

次に、39ページをお開きください。（５）税源の配分・財政の調整につきましては、1つ目のひし形、各特別区で必要なサービスを提供できる財源、すなわちお金を確保し、各特別区の税収に大きな格差が出た場合の調整方法をお示ししてしていました。真ん中のイメージ図では、現在、大阪市で課税、徴収している税金を特別区と大阪府に分けて、法人市民税や固定資産税など大阪府が課税、徴収する5つの税金は、大阪府で特別会計という別の財布で管理をして、特別区と大阪府の仕事に応じて配分するとともに、各特別区の税収の格差を是正するために活用するというを示しています。

次に、40ページをごらんください。（６）大阪市の財産と債務の取扱いについては、特別区の設置によって、皆さんが日ごろ利用されている施設や、大阪市が持っている株式などの財産、あるいは市債の返済がどうなるのかを示していました。①の財産ですが、1つ目のひし角、学校や公園など住民サービスに必要な財産は、仕事の分担に応じて、特別区と大阪府がそれぞれ引き継ぐとしていました。また、2つ目のひし形、株式や大阪市が積み立ててきた基金、貯金ですね、これらは、大阪府が引き継いだ仕事に密接に関係するものを除いて、特別区に引き継ぐとしていました。②の債務ですが、2つ目のひし角、大阪市で既に発行した大阪市債、つまり借金は大阪府が引き継ぎ、その返済費用は、特別区と大阪府が仕事の分担に応じて負担するとしていました。

その下、（７）大阪府・特別区協議会については、2つ目のひし角、特別区の仕事に必要な財源の確保や、大阪府が引き継いだ財産の取り扱いなどについて、大阪府と特別区が対等な立場で協議調整をし、3つ目のひし形、協議が調わない場合には、第三者機関が円滑な調整を図るとしてしていました。

最後の（８）には特別区設置の全般について、主な質問・意見をお示ししています。

以上が旧協定書に基づく内容です。特別区について、現時点での具体的な制度案はありません。皆さんからいただくご意見を踏まえて、今後、検討してまいります。

なお、41ページには、参考資料として旧協定書における特別区のイメージを記載しています。また、1枚の紙が入ってたかと思いますが、最後の紙に書いてますとおり、平成27年の住民説明会でいただいた全ての質問とそれに対する回答については、現在も大阪市のホームページでごらんをいただくことができます。

長くなりましたが、説明は以上です。ありがとうございました。

（司会）

以上で説明は終了いたしました。これより皆様からご意見、ご質問をお受けしたいと思います。

冒頭お願いいたしました、ご意見、ご質問に関しては、総合区制度、特別区制度と関係のないものや、政治的な主張など開催趣旨にそぐわないご発言につきましてはご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご意見、ご質問とこちらが判断した場合は、まことに失礼ではございますが、その時点で打ち切らせていただく場合もございます。また、司会者の指名を受けていない方のご発言、あるいはヤジや拍手など進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださるようお願いいたします。

ご意見、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私が指名させていただきます。座席まで担当がマイクをお持ちいたしますので、必ずマイクを通してご発言ください。できるだけ多くの方のご意見、ご質問をお受けしたいと思いますので、ご意見、ご質問は発言機会一回につきお一つとし、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたらマイクをお返しいただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それではまず右ブロックの3列目の真ん中のマスクの方。

(市民)

説明会で一つ身近な行政ということで広域行政があると思うんです。広域行政はちょっとおいておいて、身近な行政かどうかの判断で、1つは他と比べて身近かどうか、それから自分にとって身近かどうかというのがあると思うんですけど、やっぱり私たち淀川区で17万6,000人の人口で1つの説明会でやっぱり身近かどうかというのは、ほかと比べてはあと思うんですけど、一人一人にとって身近かどうかというと、やっぱりまだ大きいと思うので、私としては連合町会さんやPTAさんや小学校単位だとかこういった規模で本当に気軽にこうした行政に意見が言える場をつくっていただけたほうがいいんじゃないかというふうに思うので、意見として出させていただきます。

以上です。

(司会)

ご意見ありがとうございます。

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手を願います。それでは真ん中のブロックの3列目の、はい。

(市民)

先ほど二重行政の話とか東京都の環状道路との比較とかの話で知事のほうから説明がありましたことも含めてですけれども、東京の外かく環状は例えば東京都も通っておれば市川市ですかね、そういったところも通っておるわけで、それが連携して調整して環状道路というものをつくる。大阪の場合、大阪市、大阪府関連してくるということで、今まで市と府が仲が悪かったからうまくいかない、それで仲をよくしてうまくやるようになってるという話がございまして、そういうことを理由に、だから市府1つにという言い方は何か乱暴な言い方ではないのかなということで、それでもって都構想といいますか特別区制度は必要であるというふうな論拠にも何もならない、説明のあれとしては弱いのかなというふうに感じました。何が言いたいかといいますと、大阪市の政令指定都市をなくすようなやり方というのは、大阪の持つ政令指定都市としての権限を弱めてしまうという話になります。なくしてしまうという話になりますので、それは大阪府、大阪市がやっぱり両輪でもって連携しながら仕事をやっていくというのが一番いい話であって、組織論で制度論でやることによって、改革することによって東京都のようによくなるんだというような論理構成はちょっと理解しづらいところがあるので、その辺はいかがなものかなとい

うふうに思うところでございます。大阪が、あるいは関西が活性化していくためには、やはり今まで持っていた大阪市、大阪府の職員さんたちの能力というか、大変なものがあったと、積み重ねておられると思いますので、そういう意味のインフラ力ですね、制度上の今まで培ってきたインフラ力をもっと有効に活用してやることでやっていける部分があるのではないのかなど。むしろ制度論でやるよりもそういう連携してやっていくという工夫をもって、例えば当面の話としてリニア新幹線を大阪に早く持ってくるとか、北陸新幹線を早く大阪に持ってくるとか、そういうところにさらにさらに力を配分するほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

(吉村大阪市長)

まず今大阪市と大阪府が力を合わせてやっていくというのは、これは当然大事な考え方で、今これ知事とやっています。リニアの8年の前倒しもこれまで全然できてきませんでしたけれども、これは大阪市も大阪府も一体になって国にも申し入れてですね、8年の前倒しというのに、僕はこれ一定の影響があったと思っています。ただ大事なのは、これはあくまで私と松井知事の人的関係に基づいて今できてることです。大事なのは、過去の歴史的な事実をちょっと振り返っていただきたいと思います。前の橋下市長と松井知事も連携してやりましたが、それより前の大阪市長と大阪府知事が連携してこの広域行政をやってきたという事実があるのかなのか。できなかったとして、なぜできなかったのか。そこが僕は一番大きな問題だと思っています。大阪市も、大阪市と大阪府というのはほかのエリアとちょっと違う特性があつてですね、非常に狭いところで、そして大阪市域中心に発展してきましたんで、大きなこの広域について、これはもう大阪市単独でやってきたというプライドもあつて、そういった役所がずっと綿々と続いていってる。片や大阪府も同じようなサイズなんです。予算規模をもつても大阪市も大阪府も同じようなことをやり、そして同じような予算規模で、そして二重行政をやっている。その中で大阪市と大阪府というのが過去を見たときに人的関係からすればですね、非常に市と府が協力してやっていくというのは脆弱な関係にあつたというのは紛れもない事実だと思います。今、松井知事と僕とで、きょうは知事がちょっと予定ありませんですけども、24区回って、隣に座ってやっていますけれども、そういった知事と市長が同じ方向を向くというのがですね、これはもう政治家だから話し合いでやれというのは僕は一つの価値観だと思いますが、今これは僕らの人的関係でできてますけれども、過去を振り返ったときに大阪市と大阪府というのは果たして協力できる関係でやってきたのかどうなのか、それによって大阪の成長というのは、本来もっと成長すべきところが阻害されてきたところがあつたんじゃないか、これから将来を考えてきたときに人的関係に頼り続けるのが果たしていいのかどうなのかということについては、僕は少し懐疑的に思っています。

それから、大阪の成長についてやるというのは当たり前ですから。先ほども説明しましたが、私と松井知事で、淀川左岸線の延伸部も全然できてませんでしたけども、これも着手した。それから、なにわ筋線というですね、これはもう関空からずっと入ってきて、南海に入ってきて、そして難波からJRと南海ですけどもそれが共同して、府と市も一緒にやってやろうということで、そこからさらにですね、中之島を通ってうめきたの新駅に

行って新大阪に行って京都に行く、そんな線もこれは府市協力でやらないとできませんけど、そういったこともやってます。成長について私と松井知事で府市一体でやってますが、これは今人的関係に基づいてるとしか言いようがありません。それを今後でもですね、引き続きやっていくべしとするのか、あるいは過去の府市合わせ（不幸せ）と呼ばれてるような状態があったこと、これについてどう評価するのか、まさにそういったことが問われるのかなというふうに思ってます。

（司会）

それでは次の方、挙手を願います。それでは左のブロックの、はい、1、2、3。

（市民）

先ほど吉村市長が地震が起こったときにはという話があったと思うんですけども、私の関心もですね、この地震や津波が起こったときには大変なことになるということで、区役所の職員の方にですね、大変なお世話にならなあかんというふうに思ってるんですけども、実際の職員の構成をちょっと聞きますとね、福祉の職員は半分ぐらいが非正規と。それから一般事務でも外部委託なんかしてるということになって、極論すれば空洞化というかそういう状況になってると思うんですが、そういう問題についてどういうふうに思われてるのかなというふうなことをちょっとお聞きしたいんですね。もっと正職員を増やしてね、区役所の機能を強化してほしいというふうな、そういう中身の問題についてお聞きしたいんですけど。

（吉村大阪市長）

役所の人材について、当然正規で採用してですね、これは新規の採用のときなんか僕も挨拶もしますんでね、正規の採用の応募をしっかりとやっていくというのは当然これ今やっていっています。ただ、例えばこれ民間で本来できるんじゃないかというようなことは民間でやってもらうというようなことも進めていっています。というのは、やっぱりこれは職員の人件費というのも皆さんの税ですから。ですんで民間でできることは民間でやってもらうということもやりますし、例えば臨時職員ということでやってもらえる仕事については臨時職員でやってもらうというようなことも、これはしっかりとやっていきます。適材適所で皆さんの大切な税の使い方、人事というのは今やっていっています。

（市民）

地震の緊急事態のときですね、対応についてね、そういう非正規だとか民間の外部委託で対応できるのかというふうなことがお聞きしたいんです。

（吉村大阪市長）

地震が起きたときの対応においてですね、今危機管理室というところでしっかりと地震が起きたらどうするかというのはやっていっています。かつてですけども、今回僕の予算でこう変えたんですけど、これまでは例えば備蓄食品でいくと34万人分の1日分の備蓄食品しかなかった。でもこれはいざとなったら耐えられないだろうということで、今南海トラ

フを想定して54万人の備蓄食品を3日間、そして日用品なんかについても整備していています。もし地震が起きればどう対応するのかというのでつい先日も参集訓練というのをやってですね、職員についてはその持ち場、持ち場で役所に来てもらって、そしてどう対応するのかというこのシミュレーションもやってる。震災対策でいうと、先ほど府と市でやってる防潮堤の整備なんかもやってますんで、それはその雇用のあり方がどうというのとは違うと思ってますんで、今あるこの市役所の体制の中で震災対策というのはしっかり府と市も協力しながらやっていってます。

(司会)

それでは引き続き総合区、特別区制度に関するご意見、ご質問のほうを頂戴したいと思います。真ん中のブロックの2番目の方、はい。

(市民)

そもそもの質問になるかもしれないんですけども、総合区と特別区についての説明会ということだと思うんですが、特別区というのは2年前の住民投票で否決になったんですが、それもこのパンフレットにも載ってる案ということで、それがもう一度復活するということも今後の可能性としてはあると考えていいのでしょうか。

あともう一つすみません、総合区というのは今回新しくご提示いただいた案だと思うんですけども、総合区において市と府の関係とか効率化というのは、ちょっとそのあたりがこのご説明を聞いた中ではわかりにくかった、特別区と比べてはちょっとわかりにくかったので、そのあたりはどのように効率化されていくのかというあたりをお伺いしたいと思います。

(吉村大阪市長)

まず特別区についてですが、ここに今回パンフレットに載せてますのは、役所の職員からも説明がありましたが、5月17日に否決されたのを載せてるのはあくまでも参考資料という形で載せていってます。これはわかりやすく説明する形で、さまざまな意見もただけるといって、参考資料です。ですので今は案はありません。この特別区というのは、じゃ、どうするのかというと、全く同じものをもう一回するという事はこれはないでしょう。ないです。案がないですからね。今これから特別区というのをこれ案をつくらなければですね、これは特別のですね、協議会というのを立ち上げなきゃいけないんですね。その協議会というのを立ち上げることに、皆さんの代表であります議会の過半数の同意がないとその協議会というものは立ち上がりません。その協議会の立ち上げというのを僕は今回の2月、3月の議会で提案しようと思ってます。もしそれ議会の皆さんが賛成、過半数いただけたら、その協議会の中で、じゃ、どんな案をつくりましょうかというのがまた議論されることになります。そこで案づくりをしていって、じゃ、もしこれがいいですねとなればですね、その段で国の総務省が、これは新たな自治体をつくるような形になりますから、これでいいかどうかというのはチェックをして、オーケーという判子をもらわなきゃいけません。その判子もらった上で住民の皆さんに住民投票をかけるかどうか、また議会に問わなきゃいけません。議会がじゃそれで住民投票かけていいですよとなれば、

府も市もですよ、なれば住民の皆さんに問うということになりますから、案づくりについては、特別区という制度は当然大都市法というのであるんですけども、特別区については新たに案をつくるというのはこれから具体的などころはやっていきなきゃ案としてはできないという形になります。

総合区について市と府の関係ですけども、総合区制度については広域行政に関することではありませんので、ですので当然大阪市が残った上でね、この都市内の権限をどうするかという話になりますから、この府との関係で直接何か変わるといっているのではないだろーと思っってます。じゃ、二重行政どうするのということですけども、それについては大阪府と大阪府で、今僕と松井知事もやっってますけど、二重行政についてはそれぞれ協議する機関をつくりなさいというような法律が今もうあるんですね。ですんでその協議機関に基づいて二重行政ができないように議論するというのを今僕と松井知事でやっってますが、そういったことをやりながら府と市の広域的な仕事については整理をしていくということになると思います。大阪府というのは市町村じゃないので、皆さんの身近な医療とか教育とか福祉というのは直接やってません。ので、かかわるところはやっぱり大阪府が持つてる都道府県と同じ権限の広域的なところ、やっぱりここが府と重なりますので、それ以外のところ、総合区になったとしても府と市で関係で整理されるということはないというふうにご理解いただいていいと思います。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。右のブロックの1、2、3、はい。

(市民)

合区についてちょっと質問させていただきたいと思います。この淀川区はですね、今から43年前に旧東淀川区が分区されて東淀川区と淀川区に分かれてるんですね。その際に、なぜ分かれたかいうと、小さくするほうが住民サービスが行き届くと、そういう説明だったと思うんです。ところが今回は区と区を合区するわけですから大きくするわけですよ。それでもこれを見ますと住民サービスを充実さすんだというふうに書いてますけども、どちらが正しいんでしょうか。率直な疑問でわかりやすく答えていただければと思います。

(吉村大阪市長)

合区をしてですね、総合区にします。そのときに、じゃ、今の区役所どうなるのといえぱですね、これは今の窓口機能を担ってますが、支所という形で残していきます。総合区は、じゃ、どうなるのといえぱですね、そこに、今中之島の中央にある権限を総合区に持ってくるということを考えてます。もう少しわかりやすく言いますとですね、今区役所24区あるわけですよ。24区ある。この24区は今は出先機関みたいなもんです。この出先機関みたいな区役所についてはこれ当然残していく。そして、今中之島というのがどかんあるんですね。いろんな政策を立案したり実行したりする組織というのがあります。ATCにもあるんですけど。僕が考えてるのは、その中之島の中央に集まってる、職員も集まってるんですけど、ここの立案機能とか権限というのを、それぞれの幾つか、仮に8つであ

れば8つの総合区のところにですね、職員を落としていって権限を落としていきたいと思ってるんです。そこでいろんなことが実行できるように。その中で、例えば淀川区であればこの淀川区の区域について、今の区役所に相当するような出先、支所というのは残し、地域自治区というちょっとわかりにくい話なんです。それはおいといて、そういうのもつくったりしながら、今の当然便利さは変わらないまま、大阪の中央にある、中之島にある権限というのをできるだけ総合区に渡していく。だから僕はこの総合区の中にあるというのは、より皆さんの身近なところで決定できる範囲というのは広まっていくと思います。かつての合区したときにはなかった制度が今ありますので、その制度に基づいてやっていきたいと思ってます。

(司会)

それでは次の方、挙手をお願いいたします。左のブロックの一番後ろの列ですかね。もう一度手を挙げてもらえますか。左のブロックの手を挙げられた方。はい。

(市民)

特別区につきまして先ほど市長さんから説明がありましたけども、単なるこれは意見を伺うための説明文だということですけども、今先ほど言われましたように2月、3月の市議会で承認を得て協議会を設置していくと。その協議会ができるということは特別区を検討していくことになるんじゃないかなと。としたら、ここで提案されてる総合区、それはもうそっちのけです。市としたらもう特別区のほうに向かっていくんじゃないかと。せっかくいろいろ提案されてるけども、市長のもくろみとしては特別区に持っていきたいかなと、こう思ったりするんですけども、お考えをお聞かせください。

(吉村大阪市長)

私自身は、ご質問の趣旨が特別区論者なんですか総合区論者なんですかと聞かれれば、僕は特別区論者です。これは選挙で僕自身がそれを訴えてますから。僕はそうなんです。ただ、市役所というのは私が何か決めればそれで全てが決まるわけじゃなくて、もう一つ住民の代表の議会というのがあります。大阪市というのは、どこのほかの市町村もそうですけれども、市議会も住民の代表、市長も住民の代表、この両輪で動いていってます。今市議会はどちらかといえば総合区についてやるべきだという意見です。であるならば、私が考えてるのは、特別区についても総合区についてもそれぞれベストな案をつくって、最終的に住民の皆さんにどちらがいいのか判断していただく。それが僕は役割だというふうに思ってます。だからどちらについてもベストな案をつくるんです。最後は主権者である皆さんが判断する。そういったところで判断いただきたいというふうに思ってます。

(司会)

それでは引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。では真ん中のブロックの3列目の方、はい。

(市民)

総合区でA、B、Cという案があったんですけど、C案によると非常に人数が増えるということで何か非常に経費がかかるように印象づけられるんですけど、ただ、C案になれば多分局、それから本庁の人は減ると思うんで、まず全体的に人の数がどうなのかというのを知りたいなど。それと、特別区で税の配分が非常に心配やったんですけど、それは調整するという先ほどのお話やったのでいいんですけど、特別区になったときに大阪全体で歳出は減るのかどうなるのか、その辺のお話を聞かせていただきたい。それと、特別区であろうが総合区であろうが一番の目的は二重行政解消やということやと思うんですけど、その二重行政についてですね、なかなか抽象的で伝わってきにくい。だからその辺具体的に何が二重行政なのか。例えば教育のここが二重行政とか、交通がこうなのか、そういうちょっと私たちにわかりやすい部分の二重行政を例を挙げて説明いただけたらと思います。以上です。

(吉村大阪市長)

まず人の数がどうなるかということなんですけど、これちょっと16ページを見ていただきたいと思うんですね。16ページを見ますと、A案、B案、C案というのが横の列で並んでいます。そして5区、8区、11区案というのが縦の列で並んでいます。この三角、A案で5区というのは三角で140から80となっておりますけども、この140から80というのは今の大阪市と比べて大体このぐらいの人数が減ると思われましてという数字です。つまり5区と区数を少なくしてですね、合区の範囲を大きくして、そしてA案というのは今の役所の事務にプラスアルファの事務をつけるということなんですけど、すると効率化は当然図れますから人数は減るような形になってきます。逆にC案というのは中核市並みの事務ですから、これはやれる権限とか事務を増やしていこうというのがこっちの案です。ここに書いてる120から270というのはこれはまあ増えるということです。例えばC案で11区案ということになると540人から820人ぐらい今の市役所の体制と比べて人の数が増えるだろうと、そういう見方です。ですんで総合区にやってもらうこと、僕は範囲をして権限を広く認めていきたいと思ってます。広く認めれば認めるほど組織が必要になって人が必要になってきますんで、人は増える傾向にあるという形になります。区数が増えれば増えるほど、そこも人の数が増えてくる。そういった関係にある。その中で、今回皆さんにどれを選んでくださいというそういう会ではないですけども、意見があれば当然書いていただきたいと思うんですけども、その中で枠囲みになっている部分についてを適切なものとしてご提案してるということです。

それから、特別区になったとき歳出が減るのかどうなのかということですが、この歳出が減るかどうかというのは、これは僕も市長になって予算組んでよくわかるんですけども、要はどんな住民サービスをするのかにかかっていると思います。これを実行するものを増やせば増やすほど歳出は増えていきますし、コストカットしていけばいくほど歳出は減っていくという形になるというふうに思います。これはだから制度を変えることによって、例えばそこで職員の人数とか議員の人数とか減らせば当然歳出は減りますし、制度設計でそれを減らさないということになれば、それは減らないという形になるので、これはもう詳細の設計によるのかなというふうに思います。制度そのものの帰結ではないというふうに思います。

二重行政、何かわかりやすく。一番わかりやすい例でいうと、これは解消済みのやつで言えばですね、例えばですが、かつて東京にですね、大阪市は東京事務所というのを持っていました。東京で震が関に陳情したりとかですね、いろんなことをするのに、国会議員のいろいろ意見を聞いたりとか、そういうものの連絡所として東京に東京事務所というのがありました。大阪に。大阪府にも同じような東京事務所というのがあったんです。やってみることは一緒です、全く。でもこれって大阪市と大阪府で二重に持ち合うのってやっぱりおかしくないですかということ、今は東京事務所というのは大阪市、大阪府の合同事務所になりました。賃料も減りますから。それで今、年間1億ぐらいでしたかね、それぐらいが。ちょっとそこの数字はうる覚えですけども、あくまで例ですからね、1億ぐらいだったと思いますが、経費の削減ができて。要は二重に同じことをやってるということを解消していこうというのが1つですし、具体例を挙げればそういうことになると思います。

それから意思決定のあり方として、僕は本質はここだと思うんですけど、大きな広域的な、例えばさっきの道路もそうですけど、意思決定をするときに、同じ権限ある者が2人いたときというのは、非常に僕はこれはやっぱり決まらない仕組みになりやすいと思っています。同じぐらいの力があればあるほど。まさに今大阪市と大阪府って同じような力を持っています。ちょっと想像してもらいたいですけど、今東京、例えば小池都知事が頑張っていますが、その中に同じような知事が、昔は東京市と東京府ってあったんですけど、小池府知事が居、例えば前の舛添さんが、舛添東京市長が居、この2人がいたときに東京の改革ってどうなるんだろうか。それと同じような話、例え話ですけどね。要は同じような権限を持って同じような財源とか同じような力を持った行政体が2つ小さなところで重なり合っているときにやっぱり二重行政は生じますから、意思決定のあり方としてそこは僕は一本化していくべきなんじゃないのかなというふうに思っています。簡単な例でいうと事務所の例なんかもあるかなと思います。

(司会)

意見用紙にも記載しておりますが、例えば身近な区役所で行ってほしい業務や区の数、区割りについて重視される点などもご意見なども頂戴できましたら幸いです、引き続きご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。それでは左のブロックの2列目の方、はい。

(市民)

昨年、中之島で大阪都構想がありまして、橋下市長にも質問して回答いただいたんですけども、これは先ほどから総合区と特別区の件、確かによくわかりましたけども、それまでにですね、そこの旧区役所のところをですね、まだ放置したまま長年何ら対策をとっていない。これは大きな問題です。そういうことからね、身近なところからまずまだやるのがたくさん残ってるんですよ。これね橋下さんに聞いたら、区長には権限持たせてないからもう少し待ってくれと。必ずいい結果を出しますと言われましたんでずっと待ってたんですよ。1年間も。一向に何も区長からもヨドマガで報告もないし、何の報告もないんですよ。こういうことを先にやらないと、こんなものなかなか決まらないですよ。市長が考えてる大阪都構想なんて夢の問題ですよ。ほかの区は知りませんよ。淀川区はた

くさん問題を抱えてるんです。犯罪も全然減ってない。夜歩いたら、うちの家内でもひったくりに遭ったんですよ。そういう犯罪も多い。登校拒否も多い。学力も最低。大きな問題いっぱい抱えてるんです。そういうことを全部加味しながら、そういうことを一つずつ解決して行って大阪都構想というものを考えていただきたい。私はこういうふうを考えます。

(司会)

現状についての問題提起ありがとうございました。

(吉村大阪市長)

まさにですね、たくさん問題を抱えてる、たくさん問題があるからこそ身近で決定できる仕組みが僕は要るんじゃないかなと思ってます。今僕はこうやって淀川区で話しさせてもらってますけど、僕にとっては24分の1です。大阪市は24区あるんです。僕にとっては、じゃ、医療とか教育とか福祉とか細かなことを決定していくね、いわゆる基礎自治サービスということを決めるのも僕一人です。市長としては、その体制で本当にいいんですかという問題意識なんです。それ以外にも大阪市がやってるのというのは、都道府県と同じ権限があります。大阪市にはね。さっき言った大きな高速道路とか、大きな成長戦略とか。海外の都市との交流も大阪市の仕事。つまり大阪市というのは都道府県でもあり市町村でもある。そんな中でさまざまな問題がやっぱり出てきてるから、そこを身近で決定できる仕組みというのがやっぱり要るんじゃないですかというのが1つの問題。今僕がやってる中で、市長として与えられた権限の中で、僕はそういったこと全部取り組んでます。子どもたちの貧困の問題とかね、待機児童の問題とか取り組んでますが、まだまだ不十分と思われるかもしれません。僕は僕の中で今の与えられた立場でベストを尽くしてやっていきますけれども、ただ、長い目で見たときに問題というのがたくさん増えてきてる中でね、やっぱり身近なところで決めれるべきんじゃないのかなという話だと思うんです。

例えば淀川で先ほどの区役所の跡地の話でいうと、これは先ほど区長が言いましたけれども、これは図書館も入れたようなしっかりしたものをつくろうというのは今区長が一生懸命やってくれてます。それは僕も意を受けてですね、今それについては着実に前に進めてますが、本当は僕にお伺い立てなくてもね、淀川区長が選挙で選ばれてこの人が決定できる仕組みのほうが、僕は皆さんに近いと思いますよ。僕と彼とどっちが皆さんに近いのかと。ニュースでテレビとかでじゃなくてね。皆さんの生活の中で訴えていく中でどっちが近いのか。僕は近いところの区長にやっぱり権限を与えていくような仕組みというのを今後やっていかないといけないと思います。僕自身は今与えられてる立場の状況の中で当然ベストは尽くしていきますけど、やっぱり不十分なところはお叱りも受けながらやりますけどね、制度の仕組みというのをやっぱり変えていく、並行してやっぱりそこは議論していかなくちゃいけないんじゃないのかなというふうに思ってます。

(司会)

それでは次の方、挙手をお願いいたします。真ん中のブロックの3列目の、はい。

(市民)

特別区と総合区と人員削減の件なんですけどもね。総合区において一番効果のあるA案ですら1万3,000に対して約1%ぐらいの人員減しか期待できないというような形になっているかというふうに思うんですけども、これがですね、特別区に近い権限を、中核都市並みの権限を与えてしまうと人員削減ができないというふうな数字に見えるわけですけども、今度特別区にした場合ですね、どれほどの人員削減が望めるのか、この資料にないわけですけども、そのあたりはどういうふうになっておりますでしょうか。

(吉村大阪市長)

人員削減についてですが、大事な視点だと思います。大事な視点だと思いますが、先ほどちょっと申し上げたとおりこの特別区の案というのをつくっていくにはそういった法定協議会というのを立ち上げなきゃいけないと、そこじゃないと案というのがつくれないんです。ですんでストレートにお答えすれば、今その案は持ち合わせてません。なぜならその特別区の案を設定するというそういった会議体すら今ない状態ですんで。ですんで特別区の制度とか趣旨とかというのはこうやって皆さんにご説明申し上げましたけど、どれぐらい人員が削減できる特別区案があるんですかと言われれば、ちょっと今はないというのが現状です。ただ、もちろんそれはつくっていったらしっかりと皆さんに、住民投票のどこまで行けば、しっかりとその段で詳しく説明することになるとは思いますが、今はちょっと具体的な数字はありません。

(司会)

それでは次の方、挙手を願います。どうぞご質問、ご意見のある方、挙手をお願いいたします。じゃ、左のブロックの2列目の、はい、白い服の方。

(市民)

ありがとうございます。総合区、特別区という説明ということですね、きょう私非常に大きな期待を持って来たんですが、今大きな不安になっております。この大きな不安といいますとね、まずここでの説明でもこの資料どおりに運ばれていないし、非常に速い説明で、それで普通わからない。そういう説明で終わろうという形になってるんだろうと思います。私自身、そういうところからまず不安でした。まず、実際私たちは地下鉄があれほどの黒字で、そしてその黒字をバスに回してくれたらいいのに、赤バスはなくなる。大阪市内、淀川区でありながら田舎と同じように非常に間隔のあいたスケジュールタイムになってるんですね。そういうふうなことを全然あなたたちは知らない。実際大阪市において住みやすくするのが実際大阪市政じゃないんでしょうか。私難しいことはわかりません。ただ、住民が住みやすい、前よりよくなったな。前市長の挑発的なドタバタ、あれはとて私には人と言うわけもない。あんな市長ではないと今吉村市長期待しておりますが、しかし今のこのとおりでずっと聞いてても、あなたたちは専門職でご存じで説明しているでしょうが、私たちにはまだわかりません。実際具体的にどのように、私たちが生活がこのようにしやすくなっていますよ、しかしこのような面ではデメリットとしてぐあい悪くなっていますよとはっきりと示していただきたい。その示し方でも、区民だよりが淀川ではあります

が、そこに1ページでもいいから大阪市政のこういう問題に対して毎月毎月そういうそのお知らせといいますかそういうものをしていただければ、この十数カ月になりますね、恐らくそちらの企画から見たら相当になります、それだけでも相当理解が深まる。それをしていない。私ちょっとそれが残念です。してほしいです。私の子ども、孫、皆大阪市在住であります。大阪市がなくなる。町名変更でさえも皆悩むのに、町名だけでもなるのに、市がなくなる。しかし大阪府になってしまう。しかし大阪府は衛星都市の吹田市やら茨木市やらそういうものはそのまま残つとる。それはどういうわけか私らはわからないんです。その関係も教えてほしいんです。だからそういう住民にとっての不明な点を明かしていただきたい。また先ほどのメリット、デメリットを具体的に明かしてほしい。それをこの説明会でもっとしてほしいんですが、これだけでは私は付け焼き刃のように思えて、非常に不安に思っております。

以上です。すいません。

(司会)

ご意見ありがとうございました。

それでは大変申しわけございませんが時間のほうがまいりましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思っておりますので、挙手のほうをお願いいたします。それではこちらの左ブロックの2列目の方。

(市民)

きょうの説明、初めて総合区と特別区の冊子をいただいて、ちょっと勉強不足でまことに申しわけないんですけれども、先ほどから淀川区の旧区役所の問題とかですね、いろんなお話を聞いてまして、当然私もこの在住で、区長さん初め吉村市長もご苦勞されてるのは実感としてよく感じたわけなんですけども、ただ今回行政区も、端的に申しますと、ずっと私もお聞きしてても二重行政と行政コストの問題点、端的に言えばそういう形の何点かに絞られるんじゃないかなと思うんです。ただその中で税源というんですか、前回の投票のときもそうだったんですが税源がやはり一番、淀川区も大阪市の24区全体もそういう税源がなければ動けない。今の問題の旧区役所もそうなんですけどその辺のところですね、リニアモーターとか関空のLCCの南の問題とかですね、新幹線の問題いろいろお聞きしてましてちょっとずつ何か明るさが見えてきたんかなという気がするんですけどね。もうちょっと細かい視点の中での税源をですね、24区の総合区、先ほど本庁のコストといろんな支所の、淀川区あるいは総合区のコストの削減、人員削減、いろいろ総合的に出ましたけどね、具体的にそういう税源の上がるどころの施策というところをですね、もうちょっと我々住民というのはやはり知りたいなと思ってますんでね、その辺の施策とこの辺の総合区の行政の割り振りを一対化してもらってご説明いただくとありがたいなという気がします。ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、よろしく願います。

(司会)

ありがとうございました。

時間に限りがございますので申しわけございません。ご意見、ご質問は以上とさせていただきます。

だきます。

それでは、意見募集・説明会終了に当たりましてお願いとお知らせを申し上げます。本意見募集・説明会は、他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご意見を聞きたいという方はご利用ください。

なお、お配りした意見用紙は会場出口付近で回収いたしますが、1月31日火曜日までは区役所窓口等でもお預かりいたしますので、ぜひご意見や感想を記入していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれもちまして意見募集・説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。